

実費徴収に伴う補足給付事業

担当課名 保育幼児教育推進課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

実費徴収に伴う補足給付事業

■事業の概要

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。
本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

■現計画策定時の確保方策の考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成について検討していきます。

■4年間（令和2年～令和5年）の事業実施の経過（推移）と内容

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用額 （延べ世帯 数）	支給額	856,472	700,116	615,697	725,710	725710
	利用世帯数	67	46	35	44	44

・事業の経過

令和元年 10 月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費の補足給付を制度化しました。対象は以下のとおりです。

- ・ 年収 360 万円以下相当の世帯の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費
- ・ 世帯所得に関わらず、小学校3年生以下の子どものうち、最年長の子を第1子とカウントして第3子以降にあたる園児

■次年度に向けての方向性

- ・私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費に係る補足給付を継続して実施します。
- ・物価高騰の影響により、子ども子育て支援事業補助金では令和5年度に 4500 円から 4700 円に補助上限額が改正されている。市は令和4年度と令和5年度に、物価高騰を理由とする給食費の値上げを行わないことを条件に、国や都の補助を活用して幼稚園に対して補助を行なった。今後、国や都の補助がない場合、市では単独での補助は困難であり、幼稚園に対して物価高騰に対する支援が行えず、その結果として園が副食費を値上げする場合も想定されるため、保護者の負担を軽減するための対策を講じる必要があります。

■その他

上で調査は終了です。
ありがとうございました。